

羽村三慶病院通所リハビリテーション 及び
介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団三秀会が開設する羽村三慶病院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条 （事業の目的）
要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第3条 （運営の方針）

- 1 羽村三慶病院が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条 （事業所の名称等）
事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団三秀会 羽村三慶病院 通所リハビリテーション 結
- 2 所在地 東京都羽村市羽 4207 番地
TEL 042-570-1130（代表）
042-570-2555（事業所直通）
FAX 042-570-2556

第5条 （職員の職種、員数及び職務内容）
指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師（管理者） 1人（常勤1名）
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
- 2 従事者
理学療法士（常勤専従） 2名
作業療法士（常勤専従） 3名
言語聴覚士（常勤兼任） 1名
看護職員（非常勤兼任） 1名
介護職員（常勤専従） 5名
（常勤兼任） 1名
（非常勤専従） 3名
相談員（常勤兼任） 1名
ドライバー（非常勤専従） 2名
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

第6条 （営業日及び営業時間）
事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- 2 年末年始（12月30日～1月3日）、ゴールデンウィーク等の連休は休日とする。
- 3 営業日の午前9時から午後5時30分までを営業時間とする。

第7条 (指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)
事業所の1日の利用定員は、32名とする。

第8条 (指定通所リハビリテーション等の内容)

- 1 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状、障害の観察及び、バイタルサインのチェック
 - (2) 理学療法、作業療法、言語聴覚療法等によるリハビリテーション
 - (3) 入浴、洗髪等による清潔保持
 - (4) 食事及び排泄等による日常生活の世話
 - (5) 車または福祉車両による送迎
- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
 - (1) 目的
ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 運動療法
 - ② 歩行訓練、基本的動作訓練
 - ③ 自助具使用訓練
 - ④ 日常生活動作に関する訓練
 - ⑤ 言語療法・嚥下訓練
 - ⑥ 認知機能・高次脳機能障害に対する訓練
 - ⑦ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練
 - ⑧ 個々の能力に応じた自主練習指導

第9条 (施設利用に当たっての留意事項)

利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

第10条 (サービス提供に当たっての留意事項)

サービスの利用に当たって、体調不良・カスタマーハラスメント・認知機能低下に伴う他利用者への暴言・暴力等不安を与え続ける行為等によって指定通所リハビリテーション等に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

第11条 (通常の事業の実施地域)

通常の実施地域は、羽村市全域、瑞穂町全域、青梅市の一部(新町、末広町)、福生市の一部(福生、本町、東町、加美平、武蔵野台、志茂)とする。

第12条 (利用料その他の費用の額)

- 1 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割、2割又は3割の額とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 3 利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が発生する。

利用日前日の午後5時以降に連絡がある

⇒半日コース 250円

⇒1日コース 1,000円

●短時間コース キャンセル料 無し

※食事・おやつを利用している場合、原則当日キャンセルは不可。

⇒食事 790円 おやつ 100円

第13条 (事故発生時の対応)

- 1 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに損害賠償保険会社に連絡し、調査を依頼する。調査結果に基づき損害賠償金が発生する場合は、速やかに支払いを行う。

第14条 (非常災害対策)

当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第15条 (苦情処理)

指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに必要な措置を講じる。

第16条 (虐待防止に関する事項)

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第17条 (その他運営に関する重要事項)

- 1 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 病院指定研修 年複数回（医療安全・感染管理・認知症ケア・個人情報管理・虐待防止・褥瘡予防・医療ガス）
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は羽村三慶病院が定めるものとする。

付則 この規程は令和8年4月1日から施行する。